平成２７年（フ）第１０号
名古屋市港区高木町２丁目10番地
破産者　時本　滋太
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４７号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地20　カサオリエンタル206号、申立時の住所札幌市中央区北７条西22丁目２番１―903号
破産者　川瀬奈穂美
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２２号
札幌市東区北６条東８丁目１番２―1108号
破産者　上羽　純子
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８４号
札幌市東区北27条東９丁目３番14号　北27条クラブハウスＡ102号
破産者　佐藤　理祐
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
宮城県岩沼市桑原３丁目７番10―３号
破産者　前田　勇人
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
仙台市太白区日本平38番11号
破産者　末永　暎樹
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
宮城県石巻市垂水町２丁目10番地３　翼205号、前住所札幌市中央区南八条西９丁目289番地36　ロリンザー403号
破産者　都築　　高
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４号
宮城県牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜108番地、前住所仙台市若林区中倉１丁目27―18　益加アパート２―205
破産者　今　　孝明
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
群馬県甘楽郡下仁田町大字川井120番地１
破産者　青木　一利
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２１６号
群馬県藤岡市藤岡1505番地107、破産手続開始決定時の住所群馬県藤岡市根岸73番地
破産者　田中　　実
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５号
群馬県富岡市内匠452番地３
破産者　大條　眞二
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４９５号
埼玉県所沢市小手指町５丁目13番地の34　グリーンパーク小手指３―103
破産者　福岡　丈治
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８２号
埼玉県川越市南大塚４丁目４番地３　サンライフ南大塚Ｂ棟304
破産者　田中　宣幸
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６００号
埼玉県飯能市大字中居55番地１番　レオパレスシャルマン205号室、開始決定時の住所埼玉県飯能市大字下赤工136番地３
破産者　大崎　幸嗣
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８５１号
横浜市港南区最戸１丁目５番18号　コーポ平安103号
破産者　小巻　　孝
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４２７号
和歌山県和歌山市田尻78番地の８
破産者　坂井　正之
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７７号
名古屋市南区戸部町２丁目36番地　フローリア戸部２Ａ号
破産者　名村　泰行
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５０号
名古屋市北区大曽根１丁目23番14号　スズランハイツ605号、従前の住所名古屋市守山区幸心１丁目208番地　川本ビル106号
破産者　佐々木博之
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部